

I. 公共施設等総合管理計画とは

(1) 計画の位置づけ

- 第 10 次大和市総合計画における「変化に対応できる行政経営」の実現に向けた分野別計画とするとともに、国が策定を要請する「公共施設等総合管理計画」として位置づけます。

(2) 計画期間

- 令和 8 年度から令和 17 年度とします。

(3) 計画の対象範囲

- 本計画の対象は、令和 7 年 4 月 1 日時点で本市が所有する行政系施設や学校教育施設等の公共建築物、下水道や道路等のインフラ施設などとなります。

II. 公共施設等の現状及び将来の見通し

(1) 公共施設等の保有状況と老朽化の状況

- 市が保有する施設は築 30 年以上を経過したものが多くを占めています。

図表 1 大和市の保有する主な公共施設等の概要

施設の種類	総量	整備から令和 7 年度末までの経過期間			
		30 年未満	30 年以上 50 年未満	50 年以上	
公共建築物	131 施設 284 棟 (約 425,600 m ²)	27.1%	47.9%	25.0%	
インフラ施設	認定道路 (橋りょうを除く)	約 563 km	—	—	—
	橋りょう	91 橋	13.2%	27.5%	52.7%
	下水道	約 722 km	24.1%	60.9%	15.0%
	準用河川	4.46km	—	—	—
公園 ()内は都市公園のみ	287 箇所 (246 箇所)	— (26.8%)	— (45.9%)	— (22.4%)	

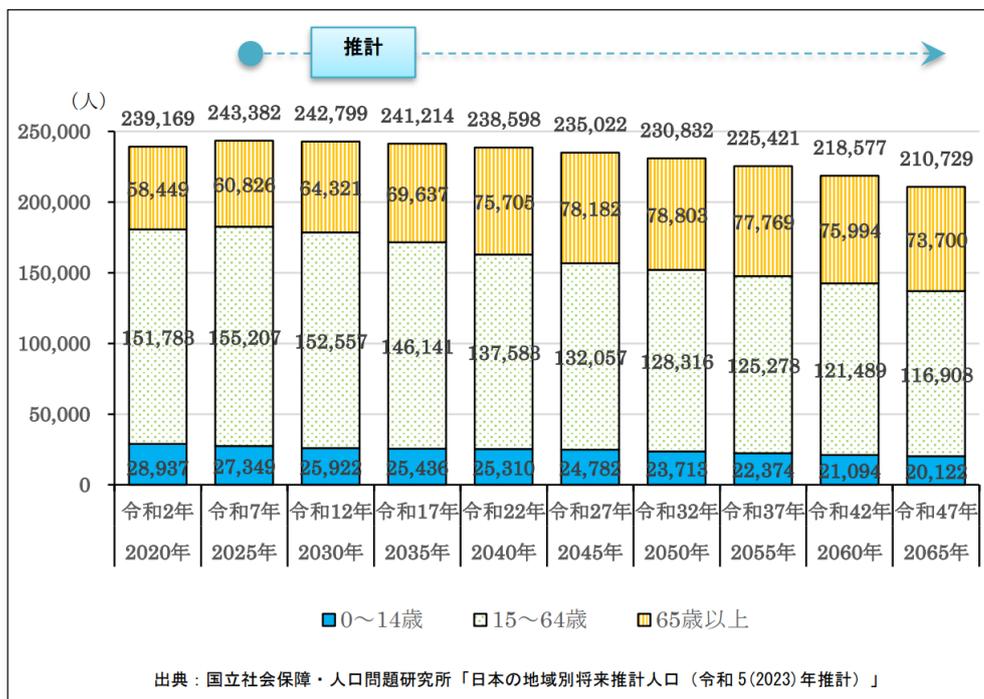
※令和 7 年 4 月 1 日時点で市が保有する施設をまとめたものです。

※橋りょう、都市公園は整備年度が不明な施設があるため、合計が 100% になりません。

(2)人口の見通し

- 国立社会保障・人口問題研究所の推計では令和7年頃から人口が減少に転じ、40年間の長期では13%以上減少していくことが見込まれます。

図表2 大和市の将来人口の推計（各年10月1日）



※ 国立社会保障・人口問題研究所の推計の推計最終年次である2050年より先は、内閣府提供のワークシートを用いて、各指標が2050年以降一定で推移すると仮定し、推計しています。

(3)施設の更新や維持管理に要する経費の見込み

- 1ページの図表1にある現状の公共施設等のすべてを今後も保有し続けた場合、更新や維持管理に要する経費の見込みは次のとおりです。

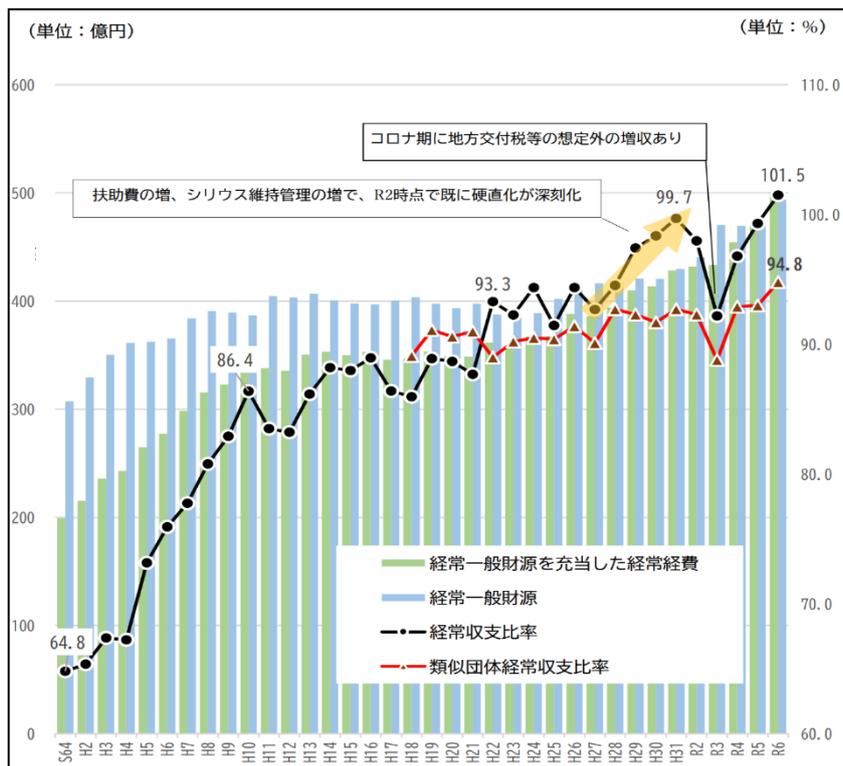
図表3 中長期の経費の見込み

	㉞単純更新した場合	㉟長寿命化対策等を実施した場合	㊱効果額(㉞-㉟)
10年(年平均)	約1,338億円 (約134億円/年)	約934億円 (約93億円/年)	約404億円 (約40億円/年)
40年(年平均)	約6,079億円 (約152億円/年)	約5,437億円 (約136億円/年)	約642億円 (約16億円/年)

(4)本市の財政状況

- 歳入について、地方税収は増加基調にあるものの、歳出も義務的経費を中心に増加傾向にあります。保育所関連経費等の扶助費の増などを理由に、本市の経常収支比率は平成20年代に上昇し、令和6年度の決算では100%を超えました。
- 経常収支比率とは、毎年入ってくる自由に使えるお金のうち、毎年必ず支出しなければいけないお金の割合を示す指標であり、値の高い状況が続いていることは、財政が硬直化している状態であるため、公共施設等の更新・改修などの投資的経費の確保が難しい状態となっています。

図表4 経常収支比率の推移



(出典：財政健全化ビジョン)

- 公共施設等の予防保全によるトータルコストの削減を進めるためには、市が現在進めている財政健全化の取組と整合を図りながら、中長期的な視点で改修等の費用の財源を確保していく必要があります。
- 改修や更新等に必要な財源を確保するために、国庫補助金等を積極的に活用していくほか、応分の負担となるよう施設使用料を定期的に見直し適正化を図るとともに、施設整備基金（令和8年4月にまちづくり基金から名称変更）への積み立てを検討するなど、効果的な方法を追求していきます。

Ⅲ. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

(1) 現状と課題、今後の見通し

- 公共施設等の改修・維持管理に現在要している費用は年平均約76億円ですが、現状の公共施設等のすべてを今後40年間においても保有し続けた場合、年平均約136億円の費用が必要となり、市が現在保有している公共施設等のすべてを従来と同様に維持していくことは困難です。

(2) これからの方向性

- これまで以上に中長期かつ計画的な観点から、公共施設等を捉え直し、より少ない経営資源（人員・財源）で市民の暮らしに必要な性の高いサービスを提供しつつ、将来世代に負担を残すことのない大和市にとって理想的な公共施設等のあり方を追求していく必要があります。
- 公共建築物は、施設の性質のほか、建設当初と比べた利用状況や役割の変化など、様々な要素から必要性等についての総合的な検証を行い、施設数と総延床面積の縮減を図っていくます。

- 複合化や集約化を伴わない公共建築物の新設は原則停止します。
- 複合化や多機能化、集約化、施設の廃止など、公共建築物の適正化の方針を具体的に定める新たな計画（(仮称)市有施設再配置計画）を、数年以内にスピード感を持って策定していくこととします。

(3) 数値目標

- 総人口の減少見込みを考慮し、40年後までに、公共建築物の総延床面積について少なくとも15%以上の削減を目指します。

※40年間の総人口の減少割合に合わせて総延床面積を削減するだけでは、中長期的な経費の見込みを満たすのに必要な財源は確保できません。そのため、総延床面積15%削減は最低限の目標とし、さらなる削減を目指しながら、その他の手法も組み合わせることで、必要な財源を確保できるように取り組みます。

(4) 推進体制等

- 関係課長会議等で情報共有や協議を行います。
- 毎年、各個別施設計画の進捗状況等を確認するとともに、おおむね5年を目安とし、その評価結果に基づき、総合管理計画の見直しについて検討を行います。
- 公共施設等に関する現状、課題や市の考え方などについて、市民へ分かりやすく発信し、将来あるべき姿や必要な情報の共有を図ります。

IV. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

(1) 公共建築物に関する基本的な方針

- 令和7年度末で計画期間終了となる公共施設保全計画を3年間延伸し、(仮称)市有施設再配置計画の策定までは、今後の再配置の制約とならないように、安全上支障があるものを除き、長寿命化を図るような改修工事等は原則として見送ります。

(2) インフラに関する基本的な方針

- インフラ施設のストック量は、人口規模に合わせて縮小していくことが困難であることから、当面の間、現状の総量維持を基本とします。

【編集・発行】

大和市

046-263-1111（代表）